



平成 27 年 12 月 11 日

年金請求時に添付する戸籍謄本等の原本返却の推進（概要） — 行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん —

総務省行政評価局は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議に諮り、同会議からの「未支給年金の請求者から提出された戸籍謄本等について原本の返却を求める申出があった場合には、原本のコピーを取り、これに原本証明した上で、請求者に原本を返却する（以下「請求者の求めに応じて原本を返却する」という。）取扱いについては、国民の利益につながることであり、その徹底が図られるべきである」等の意見を踏まえて、平成 27 年 12 月 11 日、日本年金機構及び厚生労働省にあっせんしました。

（行政相談の要旨）

年金を受給していた父が死亡し、未支給となった国民年金の請求書を市に提出した際、添付していた戸籍謄本の原本を返却するよう市に求めたが返却されなかった。このため、生命保険の請求や銀行預金の解約に用いる戸籍謄本等を取得する費用がかかった。

一方、未支給年金の請求書を年金事務所に提出する場合には、戸籍謄本等の原本は返却されるようなので、市町村に提出する場合も返却できるようにしてほしい。

（注）本件は、茨城行政評価事務所に相談があったもので、関東管区行政評価局が同局が主催する行政苦情救済推進会議の意見を踏まえ、日本年金機構北関東・信越ブロック本部に改善のためのあっせんを行ったところ、同機構において、平成 27 年 5 月に一定の改善措置が講じられている。

○ 市町村における取扱いの実態

日本年金機構は、平成24年1月、年金事務所に宛てて指示文書を発出し、年金請求書等に添付する戸籍謄本等については、請求者から原本の返却の求めがあれば返却することを市町村に周知・勧奨するよう指示している。

しかし、当局が抽出調査した8市のうち7市においては、請求者の求めに応じて原本を返却することを承知しておらず、その取扱いが行われていない。

○ 未支給年金請求書

日本年金機構が定めている未支給年金請求書には、請求者の求めに応じて原本を返却することが記載されていない。

○ 国民年金市町村事務処理基準

市町村の国民年金事務の処理基準である「国民年金市町村事務処理基準」（平成12年2月18日付け庁保発第3号都道府県知事宛て社会保険庁運営部長通知。以下「事務処理基準」という。）には、請求者の求めに応じて原本を返却することについては定められていない。

（あっせん要旨）

- 1 日本年金機構は、請求者の求めに応じて原本を返却することについて、請求書や請求書の記載要領に分かりやすく記載するなど、請求者及び市町村の国民年金事務担当者への周知について工夫する必要がある。
- 2 厚生労働省は、請求者の求めに応じて原本返却をする取扱いが市町村に徹底されるよう、事務処理基準及び国民年金市区町村業務支援ツールを見直す必要がある。

（あっせんの効果）

このあっせんに基づく改善措置が講じられた場合、国民は、未支給年金の請求書等を市町村に提出する場合、求めに応じて戸籍謄本等の原本が返却されることとなり、経済的な負担軽減が図られる。

本件に係る制度の概要等

1 未支給年金の請求手続等

国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号。以下「法」という。）に基づく老齢基礎年金の給付を受けける権利を有する者（以下「受給権者」という。）が死亡したときに給付されていない年金（以下「未支給年金」という。）がある場合、受給権者と生計を同じくしていた配偶者又は子等の 3 親等内の親族は、法第 19 条の規定に基づき、当該未支給年金を請求することができることとされている。

未支給年金の請求においては、国民年金法施行規則（昭和 35 年厚生省令第 12 号）第 25 条に規定する請求書及び当該請求書に添付することとされている書類（以下「請求書等」という。）を日本年金機構に提出することとされている。

ただし、市町村においても、国民年金法施行令（昭和 34 年政令第 184 号）第 1 条の 2 の規定等に基づき、法定受託事務として、次の未支給年金の請求書等を受理し、請求に係る事実を審査し、日本年金機構に回付することができることとされている。

- ① 障害基礎年金のみの受給に係る未支給年金
- ② 遺族基礎年金のみの受給に係る未支給年金
- ③ 寡婦年金に係る未支給年金

2 日本年金機構から市町村に対する依頼

市町村における未支給年金請求書等に添付する書類の原本返却の取扱いについて、日本年金機構では、平成 24 年 1 月、年金事務所に対し、「年金請求書等に添付する住民票及び戸籍等の原本の取扱い【その②】（指示・依頼）」（平成 24 年 1 月 12 日付け給付指 2012-6）を発出し、年金事務所から市町村に原本返却の取扱いについて周知・勧奨するよう、年金事務所に指示している（参考 2 参照）。

本件に係る調査結果等

1 関東管区行政評価局によるあっせん

本件相談は、関東管区行政評価局が主催する行政苦情救済推進会議の意見を踏まえ、同局が平成 27 年 3 月 27 日に日本年金機構北関東・信越ブロック本部に対し、「管内の年金事務所等に対し、管轄区域の市町村が原本返却を適切に実施するよう周知を徹底するための改善措置を図る必要がある」とする改善のためのあっせんを行った。これに対し、日本年金機構（本部）では、次のとおり、平成 27 年 5 月に一定の改善措置を講じている。

- ① 「年金手続時に添付する戸籍謄本等の原本の取扱いにかかる市区町村への周知の徹底（指示・依頼）」（平成 27 年 5 月 22 日付け給付指 2015-66）に基づき、ブロック本部及び年金事務所に対し、再度の市町村への周知についての指示
- ② 厚生労働省に対して、市町村に原本返却の取扱いを周知することを要請し、要請を受けた同省では、地方厚生（支）局に対し、「年金手続時に添付する戸籍謄本等の原本の取扱いについて（周知依頼）」（平成 27 年 5 月 22 日付け年管発 0522 第 1 号厚生労働省年金局事業管理課長）に基づき、管内の市町村に対し、請求者の求めに応じて原本を返却する取扱いを周知するよう依頼

2 当局の調査（平成 27 年 4 月から 5 月にかけて実施）

(1) 市町村における原本返却の取扱い状況等

- ① 当局が抽出した 8 市のうち 7 市で、請求者の求めに応じて原本を返却する取扱いが行われていなかった。
- ② 年金事務所からの周知等については、次の説明のとおり、浸透されているとは言えない状況となっている。
 - i 年金事務所から周知・勧奨は行われていない（2 市）。
 - ii 年金事務所から周知・勧奨された事実は確認できない（6 市）。

(2) 未支給年金の請求書様式

未支給年金の請求書の様式は、法令等には定められておらず、日本年金機構が定めている。

当該請求書については、市町村の国民年金の窓口へ提出する際にも使用することとされているが、当該請求書の記載要領には、「原本を添付してください。」と記載するのみで、請求者の求めに応じて原本を返却することの記載はない（参考 3 参照）。

(3) 厚生労働省における市町村が行う国民年金事務への対応

ア 事務処理基準

厚生労働省は、市町村の国民年金事務の処理基準として、事務処理基準を定めている。しかし、事務処理基準には、請求者の求めに応じて原本を返却することについての定めはない。

イ 市町村への業務支援ツールの提供

厚生労働省が作成し、同省ホームページに掲載している「国民年金市区町村業務支援ツール」には、市町村の国民年金の窓口担当者が、請求者に未支給年金に関する手続を説明する際に用いられる「未支給年金お手続きガイド」がある。このガイドには、必ず提出・添付するものとして戸籍謄本等と記載されているが、請求者の求めに応じて原本を返却することができるとの記載はない（参考 4 参照）。

本件相談に係る関係機関の意見

1 厚生労働省

- 国民年金事務処理基準は、国民年金に関する事務の取扱いに関する一般的事項を示したものであるため、原本返却の取扱いについて記載していなかったものです。

今後、事務処理基準に原本返却の取扱いを記載することを検討いたします。

- 国民年金市区町村業務支援ツールのハンドブック（「お手続きガイド」の解説集）には、戸籍謄本等の原本返却の取扱いについて記載する予定です。

ただし、国民年金市区町村業務支援ツールの必要書類リスト（請求者配布用）については、請求者が一読して内容を理解しやすいように、必要不可欠な事項に絞り込んで記載内容を決めています。こうした趣旨に照らし、原本返却の取扱いについて記載を追加することは現時点では考えていません。

2 日本年金機構

未支給年金請求書の記載要領には、国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則に規定されている添付書類等、請求に必要な事項を記載しています。原本返却の取扱いを未支給年金請求書の記載要領に記載することについては、検討していきたいと考えています。

【参考 1】日本年金機構において原本証明した上で原本を返却できる書類一覧

- ① 公務員がその作成権限に基づき職務の執行として作成した公文書（年金証書、被保険者証、行政処分通知書、外国人登録証明書及びパスポート等その他本人が所持すべきものは除く）
＜例＞住民票（除票）の写、戸籍（除籍）謄本（抄本）、外国人登録原票記載事項証明書、所得証明書、（非）課税証明書、居住証明書、在留資格証明書等
- ② 法人印又は代表者印を付した上で法人が証明する私文書（契約書及び領収証等その他本人が所持すべきものは除く）
＜例＞源泉徴収票、在籍証明書等

（注）本表は、日本年金機構の資料「年金請求書等に添付する住民票及び戸籍謄本等の原本の取扱いに関する Q&A」から当局が作成した。

【参考 2】日本年金機構から年金事務所に対する指示 2012-6

1. 年金請求書等に添付する住民票及び戸籍等の原本の取扱いに関するQ&A

- 主に次の①及び②の取扱を再整理しました。
 - ① 「原本の返却ができる書類」と「原本の返却ができない書類」
 - ② 「原本照会の方法」及び具体例
(略)

2. 市区町村役場への周知

上記の1の事務の取扱いにあたっては、市区町村役場に対し、通常業務及び事務打ち合わせ等の機会を利用して、十分に周知を行って下さい。

Q 8 市区町村役場に対して、本件取扱いについて、どのように周知すればよろしいのでしょうか。

A 8 原則として、「Q 5 ・ A 5 の①」の方法により原本証明するよう勧奨してください。

市区町村役場が「Q 5 ・ A 5 の②」の方法により原本証明する場合には、「通常業務における年金給付事務に係る最終の決裁権限を有する者」において、「原本と相違ない」旨の認証文言を付記して職名を記名した上で当該職名の公印を押印いただくよう勧奨してください。なお、本件取扱いの周知に当たっては、市区町村役場に対して、このQ&Aを情報提供しても差し支えありません。

- （注） 1 本表は、指示文書 2012-6 から抜粋した。
2 下線は、当局が付した。

【参考3】未支給年金請求書の記載要領における添付する書類に関する説明

未支給【年金・保険給付】請求書・死亡届（報告書）について

この請求書に添えなければならない書類

1. 死亡した受給権者の年金証書（略）
2. 死亡した受給権者の死亡の事実を明らかにすることができる書類（戸籍の謄本もしくは抄本、死亡診断書（コピー可）、住民票など）
3. 死亡した受給権者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市区町村長の証明書、または戸籍の謄本もしくは抄本
（略）
添付書類は「コピー可」「コピーでも差しつかえありません」と記載されている以外は、原本を添付してください。

- （注）1 本表は、未支給年金請求書の記載要領から抜粋した。
2 下線は、当局が付した。

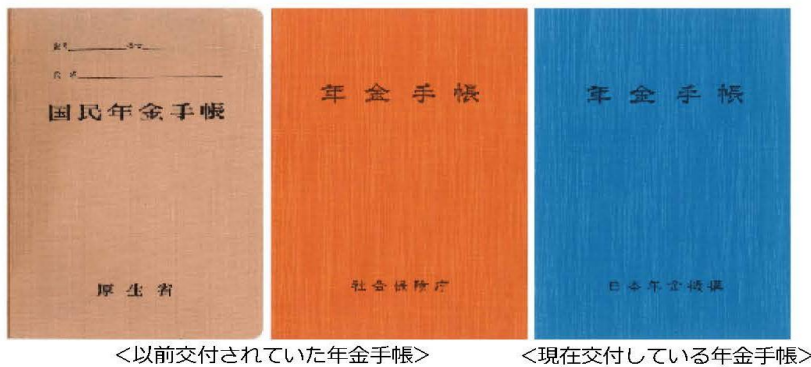
【参考 4】未支給年金お手続きガイド



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

必ず提出・添付するもの

- 未支給【年金・保険給付】請求書
- 亡くなった方の年金手帳、年金証書または基礎年金番号通知書



記入例



- 預金通帳、貯金通帳、キャッシュカード等（請求書に金融機関の証明を受けた場合は不要）

- 亡くなった方との身分関係の確認書類として、戸籍の謄本（戸籍の全部事項証明書）、戸籍の抄本（戸籍の個人事項証明書）、戸籍の記載事項証明書（戸籍の一部事項証明書）のいずれか
- 生計同一および続柄の確認書類として、住民票（世帯全員・本籍地・続柄記載）
- 亡くなった方の住民票の除票（上記、世帯員の住民票で亡くなった方が確認できない場合のみ）

（注）本表は、国民年金市区町村業務支援ツールから抜粋した。

《参考》

〔行政苦情救済推進会議〕

総務省に申出のあった行政相談事案の処理に民間有識者の意見を反映させるための総務大臣の懇談会（昭和62年12月発足）。

本案件について検討した平成27年6月時点の構成員は、次のとおり。

- (座長) 大森 彌 東京大学名誉教授
秋山 收 元内閣法制局長官
加賀美幸子 千葉県男女共同参画センター名誉館長
加藤 陸美 元環境事務次官
小早川光郎 成蹊大学法科大学院教授
関口 一郎 公益社団法人全国行政相談委員連合協議会会長
松尾 邦弘 弁護士、元検事総長

※平成27年7月に構成員の交代があり現構成員は、次のとおり。

- (座長) 秋山 收 元内閣法制局長官
江利川 毅 埼玉県立大学理事長、公益財団法人医療科学研究所理事長
小野 勝久 公益社団法人全国行政相談委員連合協議会会長
小早川光郎 成蹊大学法科大学院教授
高橋 滋 一橋大学大学院法学研究科教授
松尾 邦弘 弁護士、元検事総長
南 砂 読売新聞東京本社取締役調査研究本部長